

掲示期間 4.1-4.10

新潟市告示第 242 号

自転車撤去・保管手数料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、自転車撤去・保管手数料の徴収事務を委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者  
新潟市中央区上所 1 丁目 11 番 4 号  
公益社団法人 新潟市シルバー人材センター  
理事長 若林 孝
- 2 徴収事務を行う施設  
新潟市中央区花園 2 丁目 54 番地先  
新潟市東跨線橋下自転車等保管所
- 3 徴収事務委託期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで